

1 本運営方針の目的

利根中学校において、生徒の心身の成長を促す「心・技・体」の調和の取れた望ましい部指導（教育部活）を実施するとともに、生徒の過重な負担の防止と職員の勤務の適正化に向け、本活動方針を策定する。

2 部活動指導

- (1) 生徒の成長を願い生徒との信頼関係を大切にして、お互いを尊重し合いながら活動を進める。
- (2) 生徒のよさを認め伸ばす指導を心がけ、人間性や人格の尊厳を否定するような発言や行為はしない。
- (3) 体罰は絶対にしない。
- (4) 生徒の心身の負担に配慮し職員の過重な勤務を防ぐため、群馬県及び沼田市教育委員会の指針に照らして活動時間、休養日等を設定する。

3 活動時間

- (1) 平日
 - ・ 2時間程度とする。
- (2) 学校の休業日（学期中の土・日を含む）
 - ・ 3時間程度とする。
 - ・ 練習試合等で終日の活動となることがやむを得ない場合は、生徒の心身の負担を考慮し、休養時間を適切に設定するなど健康管理に十分配慮する。
- (3) 朝部活、延長部活等
 - ・ 朝部活、延長部活とも実施しない。

4 休養日

- (1) 週当たりの休養日
 - ・ 毎週月曜日は休養日とし、部活動を実施しない。
 - ・ 土・日のいずれかは休養日とし、部活動を実施しない。
 - ・ 大会への参加などにより、土・日ともやむを得ず活動する必要がある場合は、平日に代替休養日を確保する。なお、練習試合で土・日とも活動することは認められない。
- (2) 長期休業中の休養日
 - ・ 長期休業中の土・日曜日は、原則として休養日とする。
 - ・ 学校閉庁日に合わせ、部活動をもたない日を設定する。
 - ・ 土・日曜日にやむを得ず活動する必要がある場合は、平日に代替休養日を確保する。
※原則として、土・日曜日とも活動することはしない。
※代替休養日は、原則として当該の週に設定する。

5 活動時間・休養日の状況の管理

校長・教頭は、部活動実施計画及び部活動実績連絡票で確認、指導する。

6 その他

本方針は、部活動検討委員会（運営委員会が兼ねる）において、定期的に確認し、群馬県及び沼田市教育委員会や群馬県及び沼田市中体連の動向、その他の状況に応じて適正化を図る。

※ 基本的には、本指針に沿って部活動を推進しますが、特別な事情がある場合には、沼田市教育委員会と協議の上運営します。